

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第14号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則（平成12年新潟県規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第6条、第9条関係）		別表（第6条、第9条関係）	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
(略)		(略)	
2 分析機器及び分析器具		2 分析機器及び分析器具	
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) 香気成分回収分析装置	<u>520円</u>	(2) 香気成分回収分析装置	<u>510円</u>
(3) 糖分析装置	<u>770円</u>	(3) 糖分析装置	<u>760円</u>
(4) 有機酸分析装置	<u>930円</u>	(4) 有機酸分析装置	<u>920円</u>
(5)・(6) (略)	(略)	(5)・(6) (略)	(略)
(7) 示差走査熱量計	<u>740円</u>	(7) 示差走査熱量計	<u>730円</u>
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。